

令和4年度

介護認定調査員新任研修会資料

(特記事項記載上の留意点)

鳥取県西部広域行政管理組合

[西部広域介護認定審査会の運営状況]

1 運営方法

- (1) 委員数 96名（任期：2年）
*医療・保健・福祉の各分野から選任
- (2) 合議体数 16合議体（1合議体当たり5名）
- (3) 1週間当たりの審査会 8合議体（火曜日、水曜日、木曜日）

[介護認定審査会における審査判定手順]

- ・『介護認定審査会運営要綱』に基づいて行う

1 審査判定の流れ（審査会当日まで）

- ① 審査会が開催される前の週に各委員に対し審査会資料を送付する。
- ② 各委員は、事前に審査会資料を読み込み、自己判定をした上で審査会に出席する。
- ③ 事務局は、審査会資料をチェックし、疑義等あれば保険者に確認する。

2 審査判定の流れ

- ① 基本調査（一次判定）を特記事項及び主治医意見書の内容と比較検討し、基本調査の結果との明らかな矛盾がないか確認する。



- ② ①によって不整合があった場合には、
 - ア 再調査を実施する。 又は
 - イ 基本調査結果の一部修正が必要と認められる場合には、調査結果の一部修正を行う。（必要に応じて介護認定調査員及び主治医に照会する。）

《一次判定の確定》



- ③ 一次判定の結果を原案として、特記事項及び主治医意見書の記載内容を加味した上で、「介護の手間」に係る審査判定（二次判定）を行う。

（変更理由：特記事項・主治医意見書）

* 変更理由の例

○ 一次判定変更の理由

- ・ 一次判定変更の理由となりうる特記事項の例

★2-4「食事摂取」の調査項目の選択「一部介助」の特記事項

- ① 最初の数口は自力摂取だが、すぐに食べなくなるため残りはすべて介助者が食べさせている
- ② ほとんど自己摂取だが、器の隅に残ったものについては、介助者がスプーンですくって食べさせている

※ ①はより重度に、②はより軽度に変更する場合の理由となりうる。

[特記事項の記載]

- ① 特記事項には「選択の根拠」、「介護の手間」、「頻度」の3点を記載することが重要である。特に「介護の手間」と「頻度」は二次判定において、通常の例に比べ介護の手間が、より「かかる」、「かからない」かを判断する上で必要となる。
- ② 「介助」の項目における「見守り等」や「一部介助」「全介助」といった選択肢は介助の量ではなく、「介助の方法」を示すものであるから、「一部介助ほどは手間がかかってないから見守り等を選択」という考えは誤りである。
- ③ 評価は調査項目の評価軸（能力・介助方法・有無）で評価する。

特記事項の書き方について

第1群 身体機能・起居動作

第2群 生活機能

第3群 認知機能

第4群 精神・行動障害

第5群 社会生活への適応

その他 特別な医療

日常生活自立度

全般について

第1群 身体機能・起居動作（評価軸：能力）

1-1 麻痺等の有無(左上肢、右上肢、左下肢、右下肢、その他(四肢の欠損)) (有・無)

- ・自分で動かしてみた場合の状況を記載する。
 - ・麻痺・筋力低下の度合いを特記事項に具体的に記入し、それによって日常生活や介護(おしめ交換等)にどの程度影響をきたしているのか等も記載する。
- (注) 確認動作ができれば「1. ない」を選択する。
- ・調査時と日頃の状況が違う場合は、頻回な状況(日頃の状況)に基づき選択する。

1-2 拘縮の有無(肩関節、股関節、膝関節、その他(四肢の欠損)) (有・無)

- ・可動域に制限がある場合はその範囲を記載する。
- (他動的に動かしてみて制限がある場合が該当し、自力では動かせないという状態だけでは該当しない。)

1-3 寝返り

- ・片側だけでも寝返りができれば、「1. つかまらないでできる」を選択
- ・体の一部に加重して寝返りする場合は、「1. つかまらないでできる」を選択

間違っ た選 択の 例	・左側はつかまればできるが、日常は家人が体位変換を行っている為、3)できないを選択した。	正・誤	選択肢
		誤	3. できない ↓
		正	2. 何かにつかまればできる

1-4 起き上がり

- ・ギャッジアップ機能のベッドを使っている場合は、その機能を使わない状態で評価する。
- ・習慣的に体を支える目的ではなく、しっかりと手や肘で加重して起き上がる場合は、「2. 何かにつかまればできる」を選択

1-5 座位保持

- ・日常生活の状態では判断するのではなく、能力で判断する。

判断しにくい記入例	分かりやすい記入例
日常生活では背もたれにもたれている。	・背もたれにもたれないと座位保持できない。 → 3) 支えてもらえばできる。
	・10分程度は手をつけてできるが、それ以上長くなるとえらくるので日常は背もたれにもたれている。 → 2. 自分の手で支えればできる。

(注) 能力の項目における「日頃の状況」は、日頃の介助の状況や日頃の生活ではなく、調査当日以外に確認動作を試行した場合に、その確認動作が「できる」か「できない」かの判断を行うもの。

1-6 両足での立位保持

間違った 選択の例	・介護者が身体を常に支えなければ立位保持できない。	正・誤	選択肢
		誤	2. 何か支えがあればできる ↓
		正	3. できない

1-7 歩行

- ・継続して5m程度歩行ができるかどうか、(リハビリ訓練は含まない。) 距離や状況等具体的に記載する。
- ・補助具を使用している場合、使用時の状況等具体的に記載する。

1-8 立ち上がり

- ・イス等に座っている状態からの立ち上がりを評価する。床とか布団からではない。

1-9 片足での立位

- ・調査時と日頃の状況が違う場合は、頻度(日頃の状況)に基づき選択する。

間違った 選択の例	・調査時、本人「できない」と言い、実際には行ってもらえなかった。 家族の話では浴槽の出入りなど、手すりにつかまっでできているとのこと。	正・誤	選択肢
		誤	3. できない ↓
		正	2. 何か支えがあればできる

1-10 洗身(能力ではなく介助の方法)

- ・具体的な状況を記載する。
- ・独居などで勘案する場合は、必ず判断理由を記載する。

判断しにくい記入例	分かりやすい記入例
洗身していると言うが独居のため家人も見えておらず、 <u>一部介助が必要と判断した。</u>	・洗身していると言うが独居のため家人も見えておらず、 <u>首回りなど垢で汚れていることから、不適切な状況と判断し、声かけ及び洗えていない箇所の洗身の介助が必要と判断した。</u>

1-11 つめ切り(能力ではなく介助の方法)

- ・一定期間の状況で判断するが、この項目は1カ月間である。項目の中には一定期間が1週間目の項目もある)

1-12 視力

1-13 聴力

第2群 生活機能（評価軸:介助の方法）

2-1 移乗

- ・「歩いて行って便座に着座」のように、立った状態からの着座は移乗行為ではない。
- ・見守りや介助の状況に特に注意して記載する。
- ・車いす使用の場合や特に介助が必要な状況を記載する。

事例	・ <u>二人で抱えてリクライニング車椅子に移乗している。</u>
----	-----------------------------------

2-2 移動

- ・日常生活で判断し、外出行為は含まない。
- ・時間帯等により介助方法が異なる場合は、より頻回に見られる状況で選択する。
- ・申請者の状態ではなく、介助内容を記載する。

判断しにくい記入例	分かりやすい記入例
自宅内での移動時、歩行が不安定で <u>ふらつきが見られる。</u>	・自宅内での移動時、歩行が不安定で <u>ふらつきが見られるため、常に介護者が付き添って見守りを行っている。</u> → 2. 見守り等

2-3 えん下（能力）

- ・食物を飲み込む能力を評価する。介助の方法は、2-4食事摂取にて評価する。

間違っ た選 択の 例	・えん下は問題なくできるが、介護者が見守りをして いる。	正・誤	選択肢
		誤	2. 見守り等 ↓
		正	1. できる

2-4 食事摂取

- ・食器から口に入れるまでの行為。食事にかかる時間、手間等の状況を記載する。

判断しにくい記入例	分かりやすい記入例
介護者に <u>一部介助</u> をしてもらっている。	・ <u>毎回、半分くらいは自分で食べるが、手が止まってしまうため、残りは介助している。</u>

- ・より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。（3食中2食以上の介助で選択）

間違っ た選 択の 例	・両手に麻痺があり、手元が不安定なため日頃から 見守りをしているが、魚の骨を取る介助を行って いる。	正・誤	選択肢
		誤	3. 一部介助 ↓
		正	2. 見守り等

- ・皿の置き換えは「2. 見守り等」を選択する。
- ・経管栄養の場合、注入の状況等の手間を具体的に記載する。

2-5 排尿

- ・テキストに記載されている一連の行為に基づき記載する。
- ・特別手間のかかる状況があれば、その内容と頻度を記載する。
- ・ポータブルトイレ使用の場合、介助の状況等を記載する。
- ・朝昼夜等の時間帯に介助方法が異なる時は、より頻回に見られる状況で判断する。
- ・移乗、移動の介助は含まない。(ただし、認知症高齢者の誘導は含まれる。)

判断しにくい記入例	分かりやすい記入例	選択肢
日中は介助されてない。夜間はポータブルトイレ(尿瓶)を使用している。	<ul style="list-style-type: none"> ・日中は介助なしに5~6回トイレに行っている。 ・夜間は1回ポータブルトイレ(尿瓶)を使用し、介護者が朝1回後始末をしている。 頻度より「1. 介助されていない」を選択。	1. 介助されていない

- ・実際に行われている介助が不適切であり、調査員が適切な介助方法を選択することもできる。

事例	<ul style="list-style-type: none"> ・本人さんは介助なく排尿されていると言われるが、日中独居のため失禁状態等を確認できない。調査時本人から尿臭がしており確認や紙パンツの交換の声かけが必要と判断して2. 見守り等を選択した。 <p style="text-align: right;">→ 2. 見守り等</p>
----	---

2-6 排便

- ・2-5 排尿を参照。
- ・朝昼夜等の時間帯に介助方法が異なる時は、より頻回に見られる状況で判断する。
- ・人工肛門を使用している場合は、その状況を記載する。
- ・浣腸のみの行為は含まれない。

間違った選択例	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日排便があり介助なくできているが、週1回程度失敗がありトイレ周辺を汚す手間の多さから3. 一部介助を選択 	正・誤	選択肢
		誤	3. 一部介助 ↓ 1. 介助されていない
		正	

2-7 口腔清潔

- ・行為開始の促し(声かけ)は評価対象外。(2-8、2-9も同様)

判断しにくい例	分かりやすい例
介護者が声かけ(促し)をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・歯磨きをするように声かけをすれば、後は自分でできるため見守りしていない。 <p style="text-align: right;">→ 1. 介助されていない</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・歯磨きをするよう促し、行為中も声かけや確認を行っている。 <p style="text-align: right;">→ 2. 一部介助</p>

- ・最近、高齢者の口腔ケアの重要性が見直されている。口腔清潔が適切にされているかなど、特記すべき事項があれば記載していただきたい。

2-8 洗顔

2-9 整髪

- ・短髪で整髪のない場合は、頭を拭く行為などで代替して評価する。

事例	・短髪のため整髪は行っていないが、入浴時、介護者に頭部を拭いてもらっているため、「4. 全介助」とする。
----	--

2-10 上衣の着脱

- ・手間等の状況を具体的に記載する。

判断しにくい記入例	分かりやすい記入例
介護者に一部介助してもらっている。	・麻痺側の袖が通しにくい <u>ため介護者に手伝ってもらっている。</u>

- ・行為開始の促し(声かけ)は含まれない。(2-11ズボン等の着脱も同様)

間違っ た選 択の 例	・介護者が声かけすれば見守りや介助を行わなくても自分で行為ができる。	正・誤	選択肢
		誤	2. 見守り等 ↓
		正	1. 介助されていない

2-11 ズボン等の着脱

判断しにくい記入例	分かりやすい記入例
動作協力はできる。	・ズボンを構えると足を通すことができる。 → 3. 一部介助 ・腰を浮かせるだけでズボン通すことはできない。 → 4. 全介助

2-12 外出頻度(有無)

- ・外出の頻度等、具体的に状況を記載する。週1回以上、月1回以上、月1回未満等の頻度。
- ・一定期間(1ヶ月)の間に状態が大きく変化した場合は、変化した後の状態で評価する。

第3群 認知機能（評価軸：能力 ただし3-8、3-9は有無）

○ 「要介護1」と「要支援2」の振り分けの参考となる項目

3-1 意思の伝達

- ・意志の伝達については、手段を問わない。
- ・伝達する意志の内容の合理性は問わない。

3-2 毎日の日課を理解

- ・「声掛け」があるから「できない」ではない。起床、就寝、食事などのおおまかな内容について理解しているかどうか。

3-3 生年月日や年齢を言う

- ・生年月日か年齢のいずれか一方を答えることができればよい。

3-4 短期記憶

- ・まずは調査直前または当日行った事を尋ねる。
- ・それが難しい場合に、テキスト通りの方法で3品テストを実施する。
(注)3品テストは、「ペン」、「時計」、「視力確認表」以外を使ってはダメ。
- ・食事のメニューを尋ねて調査しているものを見かけるが、メニューまでは問うていない。

間違った 確認方法	・3つの物を覚えてもらったが1つしか答えることができなかった。 → 2つを提示し残りの1つを訊ねる
--------------	--

3-5 自分の名前を言う

- ・答えても、個人名などの固有名詞は特記に記載しない。

3-6 今の季節を理解する

3-7 場所の理解

- ・「施設」「自宅」などの区別がつけばよい。施設名までは尋ねる必要はない。
- ・施設名・地名等を答えても、固有名詞は特記に記載しない。

3-8 徘徊(有無)

- ・目的もなく動き回る行動
- ・寝たきりの方でもベッドの上を目的もなくはい回る場合は該当する。
- ・見守りが容易な場合や、徘徊の場所等によっては、常時の見守りが必要な場合など、状況により介護の手間が違うので、具体的な状況や頻度、介護者の負担の度合なども記載する。
- ・行動の範囲：屋内か屋外か。生命に関わるような危険な場所への徘徊があるか。

3-9 外出すると戻れない(有無)

- ・外出だけでなく、居室から出て戻れなくなる行動も含まれる。
- ・自ら出ることがなければ「1. ない」を選択する。

第4群 精神・行動障害（評価軸：有無）

- 「要介護1」と「要支援2」の振り分けの参考となる項目
- 認知症や精神障害等の要因によって起こっているもの。
- 認知症の場合、本人だけでなく家族からの聞き取りも十分に行う必要がある。
(本人の前で尋ねにくい場合は、本人の居ない所で家族に確認する。)
- 目が離せない状況であるにもかかわらず問題行動が起きていないのは、見守り等の成果によるものと考えられるので、その状況を具体的に記載する。
- 頻度を記載する。同じ「ある」でも1週間に1回と毎日では介護者の負担は大きく異なる。「ときどき」「頻繁に」等のような表現を使わずに、具体的な頻度を記載する。)
- 介護の手間があってもなくても特記に記載する。

4-1 被害的

4-2 作話

4-3 感情が不安定

- ・悲しみや不安などにより涙ぐむ。→ 不自然なほど持続する状況があること
- ・場面や目的からみて不適切な行動のこと。

4-4 昼夜逆転

- ・場面や目的からみて不適切な行動のこと。
- ・夜更かしなどの生活習慣は該当しない。
- ・夜中に何度も目覚めることがあっても、そのことによって日中の活動ができないかどうかで選択する。

4-5 同じ話をする

4-6 大声をだす

4-7 介護に抵抗

- ・助言に従わない場合は含まない。

4-8 落ち着きなし

- ・「家に帰りたい」という意思表示と、落ち着きのない状態の両方がある場合のみ該当

4-9 一人で出たがる

4-10 収集癖

4-11 物や衣類を壊す

4-12 ひどい物忘れ

- ・何らかの行動が起こっているか、周囲の者が対応しなければいけない状況
- ・単なる物忘れは含まない。

4-13 独り言・独り笑い

4-14 自分勝手に行動する

- ・明らかに周囲の状況に合致しない自分勝手な行動

4-15 話がまとまらない

- ・話の内容に一貫性がない、話題を次々と変える、質問に対して全く無関係な話が続く等である。

第5群 社会生活への適応(評価軸:介助の方法)

- 評価軸が「介助の方法」の項目は、能力の項目ではないので、「できる」「できない」ではなく、選択肢だけではわからない介護の手間があれば具体的に記載する。

5-1 薬の内服(能力ではなく介助の方法)

5-2 金銭の管理(能力ではなく介助の方法)

5-3 日常の意思決定(能力)

5-4 集団への不適応(有無)

5-5 買い物(能力ではなく介助の方法)

5-6 簡単な調理(能力ではなく介助の方法)

・「炊飯」、「弁当、総菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」、「即席めんの調理」の介助が行われているかどうかを評価する。

・経管栄養の場合、温め等行っているかどうかを必ず記載する。

事例	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養剤の温めを行っている。 → 4. 全介助 ・栄養剤の温めを行っていない。 → 1. 介助されていない
----	--

・頻度の多い状況で選択する。

間違っ た選 択の 例	・週1回ヘルパーに炊飯をしてもらっている。日頃は自分で炊飯を行っている。	正・誤	選択肢
		誤	3. 一部介助 ↓ 1. 介助されていない
		正	

その他 過去14日間にうけた特別な医療について

○ 急性期の医療と判断できる場合は、選択せずに特記事項のみにその内容を記載する。

- ・医療従事者ではない家族、介護職種の行う類似行為は含まない。ただし、気管切開と経管栄養については、必要な研修を修了した介護職種が医師の指示の下に行う行為は含まれる。

1 点滴の管理

間違った 選択の事 例	・発熱のため4日間、抗生剤の点滴を行った。	正・誤	選択肢
		誤 正	3. ある ↓ 1. ない

2 中心静脈栄養

3 透析

4 ストーマ(人工肛門)の処置

- ・認知症によるバッグの取り外しやスキントラブルがある場合の処置等の状況を具体的に記載する。

5 酸素療法

6 レスピレーター(人工呼吸器)

7 気管切開の処置

- ・頻回に吸引を行っている場合は、その必要性や回数等、状況を具体的に記載する。

8 疼痛の看護

9 経管栄養

- ・状況を具体的に記載する。

事例	・管を抜去することが1週間に3～4回あり、注入中は目が離せない。
----	----------------------------------

10 モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)

11 じょくそうの処置

- ・じょくそうの状態や処置の状況を記載する。

事例	・仙骨部に褥創があり、浸出液が多いため、朝・夕、看護師により処置が行われている。
----	--

12 カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等)

- ・通常よりも頻回に膀胱洗浄を行っている場合は、その理由や状況を具体的に記載する。(尿路感染を起こし易い、尿管が詰り易い、頻度等)

日常生活自立度

○ 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)及び認知症高齢者の日常生活自立度の欄(7-1・7-2)は必ず記載する。

特に、「認知症高齢者の日常生活自立度」の欄は、「幻視・幻聴」、「暴言・暴行」、「不潔行為」、「異食行動」など、認定調査項目に含まれていない認知症に関連する症状についてもあわせて記載する。

・「第3群、第4群からⅡaを選択」の記載のみでは伝わらない。

1 障害高齢者の日常生活自立度

2 認知症高齢者の日常生活自立度

- ・ 認知症だけではなく統合失調症等の精神障害がある場合も具体的に記載する。
- ・ 本人だけでなく家族等からの聞き取りも十分に行う。
(本人の前で尋ねにくい場合は、本人の居ない所で家族等に確認する。)
- ・ ランクⅡ以上と判断した場合、根拠となる状況を必ず記載する。
- ・ 著しい精神疾患の症状がみられても、全く認知症を有しない者については「自立」を選択する。
- ・ 認知面に問題はなく能力的にはできると思われる場合でも「入院等で服薬管理や金銭管理を介助されている」という理由だけで、ランクⅡやⅢを選択しない。
- ・ 認知面に問題はなく「身体面から、着替え、食事、排せつ等が上手にできない」という理由だけで、ランクⅡやⅢを選択しない。第3群「認知機能」や第4群「精神・行動障害」の状況もふまえて選択する。